

令和 4 年 6 月 6 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K00997

研究課題名(和文) 出土簡牘資料による中国古代監察制度の新研究

研究課題名(英文) Research on the inspection system based on the excavated manuscripts in early China

研究代表者

土口 史記(Tsuchiguchi, Fuminori)

岡山大学・社会文化科学学域・准教授

研究者番号：70636787

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、中国古代の新出簡牘資料を用いて当時の監察体制の実態解明を目指すものである。秦漢古代統一帝国は、いわゆる郡県制によって広大な領域の中央集権的支配を図った。しかし支配の貫徹のためには地方官吏に対する監視が必須となる。そこでこの時代には監察制度もまた高度な発達を遂げた。その実態を示す格好の史料が、21世紀以後爆発的に増加した新史料「簡牘」である。本研究では、岳麓秦簡・里耶秦簡に見える制度史的史料の整理分析によって、執法・監御史といった監察官の担った地方監察の実態を明らかにし、郡県制と監察制こそが中国古代帝国の領域支配を支えた二本の柱であったことを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、中国秦漢時代(前3世紀～後3世紀)の竹簡・木簡の公表が進み、当時の律令・行政文書の実物が歴史資料として利用可能となった。本研究ではそうした最新史料に基づき、監察制度、すなわち官吏に対する監視の歴史に関して実証研究を進め、秦漢時代において既に多元的かつ柔軟な監察制度が存在したことを解明し、また中国古代王朝が広大な領域を支配するうえで「監視」が不可欠の意義を有したことを具体的に明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research elucidates the actual situation of the inspection system in early China using new excavated manuscripts. The Qin and Han empires aimed for centralised control over a vast territory through the so-called commandery-county system. However, in order to ensure the rule, it was essential to inspect local officials. Therefore, the inspection system was also highly developed during this period. A good material for this research is the new historical sources that have exploded in number since the 21st century: the bamboo and wooden manuscripts. This study shows that the commandery-county system and the inspection system were the two pillars that supported the territorial control of the empires in early China.

研究分野：中国古代史

キーワード：秦漢時代 監察制度 簡牘 岳麓秦簡 里耶秦簡

1. 研究開始当初の背景

本研究は、中国古代の新出簡牘資料を用いて当時の監察制度の実態を解明しようとする。秦・漢王朝は、その広大な領域を直轄的に統治すべく、地方に郡府・県廷という行政機構を設置し、中央集権の実現を目指した。いわゆる郡県制である。しかし中央集権の貫徹にあたっては地方官の権力を監視することが不可欠となる。そこで秦漢時代には監察制度もまた高度な発達を遂げていた。したがって中国古代における監察制度の研究は歴史学的に重要な意義を有するが、このために格好の材料となるのが 21 世紀以後爆発的に増加した出土簡牘である。2015 年以降に正式報告書の出版が進みつつある岳麓秦簡「秦律令」は、この障壁を打破しうるものである。これを 2002 年出土の里耶秦簡（正式報告書は 2012 年出版開始）などと組み合わせることで、従来の知見の刷新が期待される。特に、これらの簡牘には従来知られていなかった監察官の存在や、監察官の職掌や実際の行動に関する記事など、非常に多くの新情報が含まれている。そこで本研究は新出の簡牘資料を駆使した制度史的研究によって中国古代の監察制度を再検討することとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、中国古代監察制度の実態について再検討し、新出簡牘資料を用いて従来の認識を刷新することにある。これまで、秦漢時代の監察制度については嚴耕望『中国地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』（中央研究院歴史語言研究所、1990 年）張晋藩主編『中国古代監察法制史』（江蘇人民出版社、2007 年、修訂本 2017 年）などによってその大枠が既に説明されてきた。また、王勇華『秦漢における監察制度の研究』（汲古書院、2004 年）および福永善隆による一連の研究（「前漢における中央監察の実態—武帝期における整備を中心として—」『東洋学報』88-2、2006 年など）といった秦漢時代を対象とする専論も存在する。ただしこれらの先行研究における問題は、依拠する史料が伝世文献にとどまっているという点にある。秦漢制度史に関わる出土簡牘資料が激増した現在、これを十分に利用した新たな監察制度史研究が必要となっている。そこで本研究は簡牘という同時代資料の利点を活かしつつ、従来の秦漢監察制度の欠落を補おうとする。

3. 研究の方法

本研究においては次の 2 点を重視して研究を進めることとした。まず 最新の簡牘資料の利用である。秦漢簡牘資料の出現、とりわけ秦漢の律令の急増は、当時の成文法から官制の実態を読み取るために最適の研究条件をもたらしている。しかしそうした史料を全面的に用いた監察制度の研究はほとんど未着手の状況にある。その一因は、簡牘そのものの読解の困難さ、語彙の特殊性にある。しかし研究代表者は、これまでに簡牘資料の訳注、辞書作成、実見調査、綴合復元といった基礎研究の面で成果を挙げた。これを基盤として、簡牘資料の専門的知見を監察制度史研究に応用する。

次に 領域支配と監察制度の関係に着目することである。地方監察の対象となるのは主に県吏である。県吏は地方行政・司法を担う基本的な行政単位であるが、中央政府および郡などの上級行政単位は、県へと監察官を派遣しその行政・司法を監視することで、中央集権の実質化を図ってきた。本研究ではその監察内容だけでなく、さらにそれらが秦漢王朝の広大な領域を支配するための役割を担ったことにも注目する。監察官による空間的支配の側面は従来さほど注目されてこなかったが、監察官がしばしば遠方移動を行い、中央政府や郡府の面的・空間的な統治を担っている点は注目すべき事象となる。しかも秦漢の簡牘は地方の県レベルの遺址から出土した事例が多く、この問題を考える重要な手がかりとなる。監察制度に加えて空間的支配の概念をあわせ考えることによって、より広い視野から中国古代帝国の監察制度を捉え直す。

4. 研究成果

2018 年度～2021 年度にかけて、『嶽麓書院藏秦簡』（肆）（伍）（陸）および『里耶秦簡』（壹）（貳）を主として、その他の秦漢簡牘をも利用しつつ監察関係史料の収集と分析を進めた。この期間における研究成果は概ね以下の通りである。

監察官の多元性の解明

清華大学（北京）で開催された国際会議「第一屆出土文献与古代文明青年学者研讨会」（2018 年 8 月 26 日）において、「秦代監察制度浅論」と題する口頭発表を行った。ここでは、秦代には執法・廷尉・丞相・御史・郡太守という多様な官が、地方の基層行政単位である「県」に対する監察を行っていた事実をまず実証し、その一方でそれぞれの具体的な職務分掌はなお不分明であるという限界について指摘した。当時、県に対する監察系統はいわば多元的であったわけだが、そうした状況の歴史的背景としては、戦国～統一秦にかけての直轄支配領域の拡大に伴い、監視対象となる県吏の規模それ自体が増加したという点にあると考えられる。この点はまた前漢中期とりわけ武帝期においても同様であったと予想される。これによって、秦・漢の特定時期にお

ける監察体制の共通傾向が見出され、通時的な監察制度史への展望を開くことができた。

また、武漢大学で開催された国際会議「楚文化与長江中游早期開發國際學術研討会」(2018年9月15日)において「秦代地方支配途徑再探」と題する口頭発表を行った。前述の多元的な監察体制について秦代の状況をあらためて確認したのち、秦代における多様な監察官の派出は、「郡県」による統治機能の限界を補う手段として用いられていたことを指摘した。監察官を派出する最高権力者は言うまでもなく皇帝であり、秦は究極的には「皇帝による郡県支配」を志向していたと結論づけた。これによって皇帝と郡県とのあいだを結ぶ統治経路の具体像を明らかにすることができた。この内容はのちに土口史記「秦代地方支配途徑再探」(『楚文化与長江中游早期開發國際學術研討会論文集』武漢大学出版社、2021年)として公刊された。

執法・監御史の職掌とその意義の解明

「執法」は、岳麓秦簡の公開によって初めてその存在が知られた地方監察官である。これに関してはかつて土口史記「嶽麓秦簡「執法」考」(『東方学報』京都、第92冊、2017年)において、岳麓秦簡(肆)によって得られた知見を提示していたが、その後、岳麓秦簡(伍)および(陸)の出版により、さらに新たな議論が可能となった。特に、執法と同じく地方監察を担った「監御史」との類似・相違がどこにあるのかが研究の焦点となり、それについての検討に時間を割くこととなった。

関連の研究成果は数度の口頭発表において、主に岳麓秦簡(伍)に見える執法について整理した(「秦代官制研究の新視点：以岳麓秦簡《秦律令》为中心」吉林大学古籍研究所學術講座、2019年8月30日、於吉林大学古籍研究所、および「秦漢時代の御史制度—郡監御史をめぐる問題」アジア史連絡会第六回研究会、於下関市立大学など)。

これに続いて、監御史との比較をも加えた総合的な考察を進め、「秦代の御史と監御史」(『東洋史研究』第80巻第4号、2022年)として公刊した。当論考は本研究の集大成としての意味合いを持つため、以下にその要点を示す。

秦漢時代において監察を担った重要な官職として、皇帝により派遣される「御史」およびそこから派生した郡級監察官である「監御史」が存在する。従来の研究は、主に前漢中期以後の御史大夫および御史中丞の問題に議論が集中し、秦から漢初にかけての簡牘資料を用いた研究はほとんど存在しなかった。しかし岳麓秦簡・里耶秦簡にはこうした研究の空白を埋める史料が存在する。既に2013年に出版された岳麓秦簡「為獄等状四種」において、わずかながら「監御史」の記事が出現していたが、その後公開が進んだ岳麓秦簡「秦律令」によってさらに豊富な史料が得られた。とりわけ類似する機能を持った「執法」との比較研究は重要な論点となる。

本論考ではまず御史から監御史への派生に注目し、その経緯を次のように復元した。元来、秦の地方監察は御史が臨時任務として行っていたが、前4世紀後半に秦が関中の外側に支配領域を拡げ、「郡」が増加してゆくと、それに対する恒常的な監察の必要性が高まった。これに伴って監御史が郡に常駐する官として定着するようになった。御史は本来、皇帝ないし中央政府から事に依じて派遣される柔軟な性格を有しており、このことは同時代史料における「職事+御史」形式が散見することにより裏づけられる。そうした御史の柔軟性が、常置の官としての「監御史」誕生の背景にあった。

次に、監御史の職掌をより具体的に解明した。監御史の職掌は、伝世文献には郡県官吏の監察を掌ったという程度の記載しかなく、具体性に乏しい。しかし簡牘資料によって監御史の職掌をより明らかにすることができる。岳麓秦簡「秦律令」その他の同時代史料を見ると、監御史自身は官吏の弾劾を行っても、裁判を実施した事実はない点が注目される。またこれと関連して、郡県官吏が行政上の過失を犯した際、監御史はその連帯責任からは外されていたことがわかる。これらの事実を踏まえると、監御史とは純然たる「監察官」であって、弾劾によって生じる再審などの直接的な司法プロセスに加わる立場にはなかったと位置づけうる。ここで興味深いのは「執法」の役割との相違である。執法は監御史とは対照的に、より強力な司法権限を有したと思しく、自ら裁判を実施し判決を下すこともあった。執法の権限は、監御史の権限とは鮮明に区別されていたのである。さらに執法には、郡県の枠を横断するような監督・監察、すなわち空間的支配の機能が付与されていた。実はこの機能は「御史」にも共通している。ところが監御史にはやはりそうした機能は付与されておらず、これは監御史が郡級の一監察機関にすぎないという立場を反映していると考えられる。このように見ると監御史は執法・御史に比べて職掌・権限の限界があったことが目立っているが、それは秦の統治機構が各種の権限を持つ官署の複合体として成り立っていたことの反映と言うこともできる。

その他の研究成果

秦代の出土簡牘を用いたこれまでの研究動向をまとめ、「秦簡牘研究の新展開」(『古代文化』第70巻第3号、2018年)を公刊した。また、地方監察の前提となる、地方官府の空間構造の復元にも取り組み、台湾・国立中興大学で開催された「第八屆出土文獻青年學者國際論壇」2019年8月16日において「秦県官府格局初探：以“離官”為起点的考察」と題する口頭発表を行った。またこれと関係する里耶秦簡を用いた研究成果が、**A Preliminary Study of "Other Post Slips" from Liye Site J1** (里耶J1出土“異処簡”研究序説)として欧文誌 *Bamboo and Silk*, (5)1, 2022 に掲載された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 土口史記	4. 巻 17
2. 論文標題 秦漢の「録」とその周辺	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中国文史論叢	6. 最初と最後の頁 1-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 土口史記	4. 巻 5(1)
2. 論文標題 A Preliminary Study of "Other Post Slips" from Liye Site J1	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Bamboo and Silk	6. 最初と最後の頁 132-158
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/24689246-00402018	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 土口史記	4. 巻 7
2. 論文標題 秦代"縣廷"研究的回顧与展望	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中国中古史研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 土口史記	4. 巻 第70巻第3号
2. 論文標題 秦簡牘研究の新展開	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 古代文化	6. 最初と最後の頁 29-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 8件）

1. 発表者名 土口史記
2. 発表標題 秦県の行政的景観復元のために
3. 学会等名 アジア史連絡会第五回研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 土口史記
2. 発表標題 秦県官府の空間構造
3. 学会等名 京都大学人文科学研究所共同研究班「中国古代史像再構築のための基礎的研究」第1回研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 土口史記
2. 発表標題 秦漢時代の御史制度 郡監御史をめぐる問題
3. 学会等名 アジア史連絡会第六回研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 土口史記
2. 発表標題 秦県官府格局初探：以“離官”為起点的考察
3. 学会等名 中興大学歴史学系主催「第八屆出土文献青年学者国際論壇」（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 土口史記
2. 発表標題 秦代官制研究の新視点：以岳麓秦簡《秦律令》為中心
3. 学会等名 吉林大学古籍研究所學術講座
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 土口史記
2. 発表標題 秦代"縣廷"研究的回顧与展望
3. 学会等名 何謂「制度」？：中古制度文化新研學術工作坊（國際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 土口史記
2. 発表標題 嶽麓秦簡（伍）「執法」関連条文の検討
3. 学会等名 アジア史連絡会第三回研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 土口史記
2. 発表標題 秦代監察制度淺論
3. 学会等名 第一屆出土文献与古代文明青年学者研討会（國際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 土口史記
2. 発表標題 秦代地方支配途徑再探：以楚地出土文献為中心
3. 学会等名 楚文化与長江中游早期開發國際學術研討會（國際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 土口史記
2. 発表標題 文書与官制：關於秦簡牘文書与出土遺址關係的若干問題
3. 学会等名 出土文献与中国古代文明研究協同創新中心講座
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 土口史記
2. 発表標題 里耶出土「異処簡」小考：封検を中心に
3. 学会等名 國際シンポジウム「里耶秦簡研究与中国古代の文書伝達」（國際学会）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 朮山 明、ロータール・フォン・ファルケンハウゼン、渡邊英幸、高村武幸、吉本道雅、ロビン・イエイツ、上野祥史、土口史記、江村治樹	4. 発行年 2020年
2. 出版社 六一書房	5. 総ページ数 207
3. 書名 秦帝国の誕生 古代史研究のクロスロード（範囲：「秦史の全体像復元のために」137-142頁）	

1. 著者名 徐少華・谷口満・羅泰主編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 武漢大学出版社	5. 総ページ数 657
3. 書名 楚文化与長江中游早期開發国際学術研討会論文集（範囲：「秦代地方支配途徑再探」386-395頁）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織			
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
中国	武漢大学	吉林大学	清華大学	他1機関
米国	UCLA			
その他の国・地域	国立中興大学			